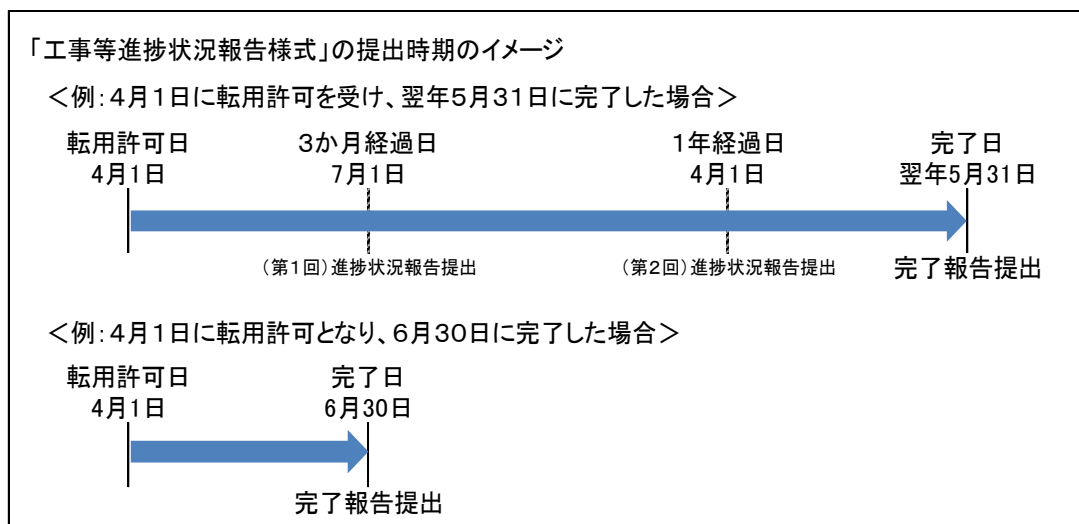


農地転用許可にあたっての注意事項

提出がありました農地転用許可申請については、次のことにご注意ください。

1. 紛失等があっても許可書の再交付はできませんので、大切に保管してください。
2. 許可申請書に記載した転用計画をやむを得ず変更する場合は、別途、農地転用許可申請が必要となる場合がありますので、あらかじめ農業委員会へお問い合わせください。
3. 許可後3か月経過時、1年経過時及びその後1年毎に、若しくは転用計画が完了した時は、「工事等進捗状況報告様式」に進捗状況又は完成状況が分かる「写真」を添付して、農業委員会へ必ず提出してください（2回目以降は同封の様式をコピーしてご利用ください）。



4. 進捗状況又は完了報告の提出が無い場合は、文書等で提出を督促します。
5. 許可を受けた転用計画と異なる目的での工事施工、進捗状況や完了報告の未提出は農地法違反となり、原状回復等の措置を講ずる命令の対象及び刑事罰の対象となる場合がありますのでご注意ください。

事務担当

519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

玉城町農業委員会

電話：0596-58-8204 FAX:0596-58-4494